

岩手県市町村総合事務組合規則第4号（令和2年8月18日公布）

市町村職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|----------------|--|
| 附 則 1～5 （略） | 附 則 1～5 （略） <u>6 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する離職の日</u> に相当する期間内である者に係る第9条の2及び第26条第1項の規定の適用については、第9条の2中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第26条第1項中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村職員退職手当支給条例施行規則附則第6項の規定は、令和2年5月1日以後に退職した者について適用する。